



第133号

2024年9月20日発行

発行⇒ 郵政産業労働者ユニオン
中国地方本部

Tel&Fax⇒ 082-244-7719

piwu-chugoku@abelia.ocn.ne.jp

http://www.piwu-chugoku.net/



郵政産業労働者ユニオン中国

【郵政時給制契約社員最低賃金の仕組み】

地方最低賃金 (1円単位の端数を10円に切り上げ)

+

郵政20円の加算

↓

郵政時給制契約社員の基本給です

最低賃金とは、法的に保障された「働いて受け取る賃金の最低額」で、時給に換算されます。郵政で働くみなさんが毎月チェックされる給与支給明細書の支給項目で最初に出てくる基本賃金は、月の勤務時間（時間外労働除く）×時給で算出されています。

郵政ユニオン中国地方本部 最低賃金への取り組み

時給は会社より年2回渡されるスキル認定書（給与額決定通知書）に項目ごとに細かく記載されています。

おそらく一番右側の総合計額（時給）しか見ない方が多いと思います。時給は基本給＋加算給（基礎評価給とスキルなどの資格給の合計）で構成されています。知つての通り、スキルA有までいくと加算給がこれ以上増えないので基本給の上昇が大事になってきます。郵政における時給制契約社員の賃金制度は地域別最低賃金に連動しており、法定最低賃金が上がれば郵政最賃つまり基本給も上がります。そのため郵政ユニオンは労働組合として最低賃金引き上げ運動に取り組んできました。全国一律最低賃金1500円

以上を要求するとともに、中央最低賃金審議会の答申に向けた運動、地方審議会への意見書提出、意見陳述、労働局前での座り込み、最賃署名運動、地元国会議員への要請など今年度の最賃引き上げに向け奮闘してきました。

7月25日、中央最低賃金審議会は、2024年度最低賃金の引上げ目安額を全国一律50円増に決定しました。その後、各地方最低賃金審議会でも調査・審議され、地域別の最低賃金額が答申されています。半数以上の県が国の審議会が示した引き上げ目安額（全国一律で50円増）に上乗せする改定額を決めました。中国地方でも島根県は8円、鳥取県は7円を上乗せしています。しかし、50円+αの最低賃金の改定が行われたとしても、その額は物価上昇率とほぼ同じ割合（約5%）でしかなく、抜本的な生活改善にはつながりません。

郵政ユニオンは、「時給制契約社員の最低賃金引き上げに関する要求書」を提出し、郵政における最低賃金（郵政最賃）の引き上げを求め交渉を開始しました。そして、この最賃運動を「第二の春闘、秋闘」と位置づけ、引き続き全力で取り組んでまいります。みなさんにも是非関心を持っていただきたいと思います。最低賃金引き上げに賛同していただける方は、郵政ユニオンと一緒にたたかっていきましょう。

【2024年度中国地方5県の最低賃金（10月以降）】

	現在の最賃	引上げ額	改定後
広島県	970円	50円	1020円
岡山県	932円	50円	982円
山口県	928円	51円 (+1*)	979円
島根県	904円	58円 (+8*)	962円
鳥取県	900円	57円 (+7*)	957円

※国の引上げ目安額からの上乗せ